

事務連絡  
令和3年1月18日

市内高齢者福祉施設管理者 各位

川崎市健康福祉局長寿社会部長

新型コロナウイルス感染症蔓延期における高齢者施設内陽性者の入院対応について

標記の件につきまして、本市医療調整本部より、下記の通り協力要請がありましたので、周知いたします。

記

- ・蔓延期である現状、市内だけでなく県内全体で陽性者入院病床に余力はありません。
- ・現状は「命を最優先して病床配分を行うフェーズ」であることから、当面、緊急性がない施設内陽性者については自施設内で療養継続とせざるを得ない状況です。
- ・しかしながら、緊急性がない軽症・無症状であっても、施設側から119要請される例が多発しており、これにより、陽性者病床コントロールのみならず、救急隊の長時間拘束、近隣救急医療機関への過負荷など、コロナに限らずに地域救急医療に深刻な影響を与えています。
- ・蔓延期における医療現場の不要な混乱を減減させ、「救える命を救えない事態を避ける」よう、以下の指針に即した対応・調整の周知徹底を厳に要請します。

<入院調整の依頼における指針（抄）>

2. 施設は、利用者に発熱等の症状がみられる場合、DNAR（延命処置・人工呼吸器装着希望の有無）を含む「利用者等基礎情報リスト」（市ホームページ掲載）を作成していることを必ず確認すること  
⇒ DNAR不明の場合、適切な医療機関の選定や入院調整が困難
3. 下記状態の症例が発生したら、施設は『区役所へ』入院調整依頼すること  
⇒ 下記状態以外の症例の入院調整については、極めて困難
  - 呼吸状態の著しい悪化（酸素投与無しでSpO2 92%未満、等）
  - 意識状態の著しい低下
  - 24時間以上、食事水分摂取全く不可
4. 施設は、入院調整依頼は必ず『日中（9時から17時）に』『区役所へ』行うこと
  - 夜間の入院調整は現実的には不可能なため、翌朝に入院依頼を
  - 施設からの119要請は、重症・急変時に限る。軽症・中等症の入院選定は、昼夜問わず、救急隊でも現実的には不可能
6. 入院後、医療処置（酸素、点滴など）が不要となった症例については、療養期間終了を待たずに退院し、施設へ帰還することもあり得る（施設側に特段の理由があればこの限りでない）

担当  
健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課  
事業者指導係  
TEL 044-200-2910